

4 計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

年月日	事項	主な内容
令和6 (2024)年 5月13日	令和6年度 第1回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任 ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定について
8月5日	令和6年度 第2回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価（重点施策以外）について
10月1日	令和6年度 第3回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る地域懇談会について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について
11月8日～ 11月29日 (児童生徒調査は11月 15日～)	アンケート調査	<p>下記の方を対象としたアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の18歳以上の方（市民調査） ・市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当にあたる方（児童生徒調査） ・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関で業務を行う方（専門職調査） ・市内に組織されている福祉関係団体の方（団体調査）



年月日	事項	主な内容
11月26日～ 12月7日	地域懇談会	・市内6か所で、ワークショップ形式の懇談会を実施
令和7 (2025)年 1月29日	グループヒアリング	・アンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体(子ども、高齢者、障害者、地域活動の4分野)に対するグループヒアリング
3月14日	令和6年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査・団体ヒアリングの結果報告について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係る地域懇談会の結果報告について ・グループディスカッション
5月27日	令和7年度 第1回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の骨子(案)について ・基本理念の検討について
8月22日	令和7年度 第2回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画 素案について ・成年後見制度利用促進計画について
10月14日	令和7年度 第3回推進委員会	・前回会議からの変更点について ・各個別計画について(第6章から第8章)
10月22日	オープンハウス	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画(素案)に係るオープンハウス(市民意見交換会)
11月5日～ 12月4日	市民コメント 職員コメント	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画(素案)に係る市民コメント・職員コメント(意見募集)
令和8 (2026)年 1月7日	令和7年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について

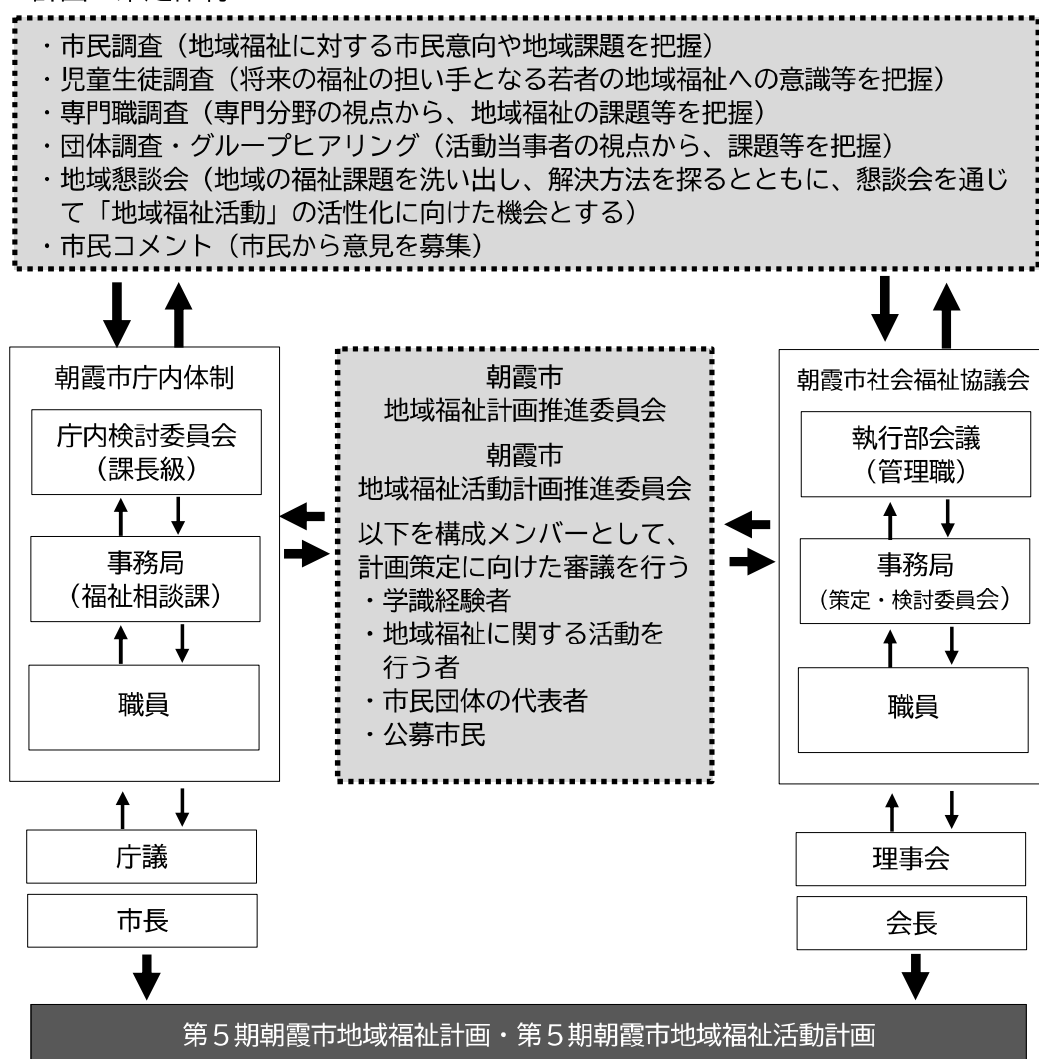


5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、専門職、団体を対象に実施したアンケート調査や、グループヒアリングの実施、地域懇談会、市民コメントの実施等を通じ、広く市民・関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■計画の策定体制



* 朝霞市地域福祉計画推進委員会 は、市民参加による策定プロセス



6 市民コメント・職員コメントの結果と対応

1 市民コメントの実施概要

(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、市民に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで ※令和7年10月22日に策定に係る市民意見交換会を開催し、来場された方の御意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画(素案)
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、12件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会:令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

2 職員コメントの実施概要

(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、職員に意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで
(3) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画(素案)
(4) 意見提出者数及び意見数	1名、4件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会:令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

3 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案の一部を修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。



7 用語説明

行	用語	内容
あ	アウトリーチ支援	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない、または求めない人に対し、対象者の生活の場へ赴き、積極的に働きかけて必要なサービスや援助につなぐ方法。
	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯等(回転式の構造または光源が点滅する構造の青色防犯灯)を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロール。
	インクルーシブ	「すべてを含む」「包括的」という意味で、障害の有無、性別、国籍、年齢などに関わらず、多様な人々が互いの違いを尊重し合い、分け隔てなく共生しようとする考え方。
	SNS	英語の Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる WEB サイトの会員制サービス。代表的なサービスとして Instagram、X（旧 Twitter）、Facebook、LINE などがある。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	家庭裁判所	夫婦や親子間の問題（家事事件）と、20歳未満の少年が非行を犯す事件（少年事件）を専門に扱う裁判所。成年後見制度において、成年後見人等を選任する。
	虐待	高齢者、障害のある人、こどもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	共助	介護保険や公的扶助など、公共の制度による支え合いの仕組み。



行	用語	内容
か	居住支援法人	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居できるよう、家賃債務保証、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。都道府県が指定する。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人に対し相談支援を行う専門職。
	健康寿命	埼玉県では 65 歳の方が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間。（埼玉県ホームページ参照）
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの、1 人の女性が一生の間に出産する子どもの数を示す指標
	公証役場	公証人が執務する事務所。公正証書作成や私文書の認証、確定日付の付与などを行う。
	公正証書	私人（個人または会社その他の法人）からの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	互助	家族や友人、隣り近所など、身近な人同士が自発的に助け合い、互いの生活課題の解決を図ること。
	こども食堂	主に地域のボランティアや NPO によって運営され、子どもたちに対し栄養のある食事を提供する場。孤食の解消や食育の推進を目的としている。
	こどもの貧困	生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られない子どもたちの状況を指す。
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないよう必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。



行	用語	内容
さ	災害ボランティアセンター	災害時に主に被災地の市区町村社会福祉協議会によって臨時的に設置されるボランティアセンター。行政や支援団体、ボランティアと連携し、被災者への生活支援や地域の復興支援を行う。
	サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位でいざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。
	自助	必要なサービスを購入したり、健康に注意して予防の取組を行うなど、自分で自分を助けること。
	シニアクラブ	高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送ることができるよう、様々な活動を行う組織。
	市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された、弁護士・司法書士などの資格をもたない親族以外の市民。
	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動。
	重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な理由で賃貸住宅を借りることが困難な人。
	生涯学習社会	生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学習機会を選び、その成果を適切に評価・活用できる社会。
	障害者手帳	身体障害、知的障害、精神障害の人が、公的な福祉サービスや各種支援を受けるために交付される手帳。
	小地域福祉活動	自治会や小学校区など身近な地域で、住民が主体となって地域課題の解決を目指す福祉活動。
	新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。日本では2023年5月、6類感染症に移行したが、ウイルスの変異により、流行を繰り返している。



行	用語	内容
さ	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援を行いながら介護サービスの基盤を整備するために、地域の関係機関と調整を行う専門職。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	ダブルケア	狭義では子育てと介護を同時に担う状態。広義では家族や親族等との密接な関係の中で、複数のケア関係と複合的課題がある状態。
	多文化推進サポーター	朝霞市からの依頼で、通訳・翻訳・文化交流の活動を行う人。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。



行	用語	内容
た	DV (ドメスティックバイオレンス)	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行する地域公共交通。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
は	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。
	8050 問題	80 代の親が 50 代の子どもの生活を経済的、精神的に支えることで、親子ともに孤立や生活困難な状況に陥る社会問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク (公共職業安定所)	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関 (市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等) で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。
	福祉タクシー	高齢者や身体に障害のある人など、移動に支援が必要な人をサポートする特別な設備を備えたタクシー。
	福祉避難所	災害時に特別な配慮が必要な人々 (要配慮者) を受け入れるために設けられる避難所。



行	用語	内容
は	不登校	何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、病気や経済的な理由以外で、年間 30 日以上学校を欠席した児童生徒の状態。
	法人後見制度	社会福祉法人や NPO 法人など法人が成年後見人等となり、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を支援する制度。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。地域社会の中で、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
	UR 都市機構	都市の整備改善や UR 賃貸住宅の供給・管理を行う国土交通省所管の独立行政法人。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍などに関わらず、誰もが利用することができるように設計（デザイン）された製品、サービス、環境。
ら	療育手帳	知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付する手帳。
わ	ワークショップ	一般的に、体験型セミナー・会議と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案をつくり上げるための会議の進め方。



第5期
朝霞市地域福祉計画
朝霞市地域福祉活動計画
令和8（2026）年3月

発行 朝霞市
朝霞市社会福祉協議会

編集 朝霞市 福祉部 福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111（代表）
FAX 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎51-1
TEL 048-466-2479（代表）
FAX 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>

音声コード

音声コード

朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（案） 概要

■策定経緯

本市の小中学校の施設（以下「学校施設」という。）の多くは、昭和40(1965)年代後半から50(1975)年代の児童生徒が急増した時期に建設され、小中学校全15校のうち築40年以上の学校施設が5割を占め、経年による老朽化対策が課題となっている。

令和2年3月に策定した「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」の計画期間が令和7年度末をもって満了するため、学校施設の改築・改修等の施設整備や維持管理に係る予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保を考慮した具体的な実施方針・計画として「朝霞市学校施設長寿命化計画」（以下「本計画」という）を策定する。

■計画概要

計画期間：令和8年度から令和17年度（10年間）

対象施設：小学校10校、中学校5校 合計15校の校舎、屋内運動場（体育館、武道場）及びプール施設

（校舎内にある自校給食施設（調理設備を除く）、放課後児童クラブ、防災倉庫は、校舎と一体の改修等が想定されるため、本計画の対象施設とする。）

■改築及び長寿命化改修の優先順位【計画書 P31、P34】

学校施設の老朽化状況や優先度の考え方を踏まえた優先順位は以下のとおり。

優先度	改築	長寿命化改修
1位	朝霞第二中学校	朝霞第三中学校
2位	朝霞第二小学校	朝霞第四中学校
3位	朝霞第一小学校	朝霞第七小学校
4位	朝霞第三小学校	朝霞第八小学校

■第2期の実施計画【計画書 P39】

(千円)

年度 学校名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計	
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
改築工事	二中			耐力度調査 改築基本計画 16,060	50,000	基本設計 150,000	実施設計 150,000	築67年経過 2,240,533	6,721,600 2,240,533	改築 2,240,533	既存校舎解体 1,400,000	8,487,660
	二小							耐力度調査 改築基本計画 16,060	50,000	基本設計 150,000	実施設計 150,000	366,060
	一小										耐震補修 改築基本計画 (1年目) 16,060	16,060
	三小	第3期に改築事業着手を検討（R21～耐力度調査・改築基本計画）										
長寿命化改修工事	三中		劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	築59年経過 1,323,100	3,969,300 1,323,100	長寿命化 改修 1,323,100					4,026,630
	四中								劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000		57,330
	七小	第3期に長寿命化事業着手を検討（R20～劣化度調査）										
	八小	第3期に長寿命化事業着手を検討（R23～劣化度調査）										
大規模改修工事	十小	大規模改修 (実施中) 312,842										312,842
	一中					劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	築26年経過 大規模改修 1,415,500	2,831,000 1,415,500			2,888,330
	四小							劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	築24年経過 大規模改修 1,180,850	2,361,700 1,180,850	2,419,030
事業費合計	312,842	37,330	36,060	1,373,100	1,510,430	1,493,100	3,709,423	3,726,033	3,608,713	2,766,910	18,573,942	
修繕費用	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	1,540,000	
総計	466,842	191,330	190,060	1,527,100	1,664,430	1,647,100	3,863,423	3,880,033	3,762,713	2,920,910	20,113,942	

■市民コメント・職員コメント結果

実施期間（共通）：令和7年11月20日（木）から令和7年12月22日（月）まで
 提出者数及び件数：市民コメント 4名、10件
 職員コメント 2名、19件

■今後のスケジュール

- ・政策調整会議 令和8年1月26日
- ・定例庁議 令和8年2月10日（予定）
- ・教育委員会 令和8年3月（予定）※議決をもって決定
- ・計画の公表 令和8年3月（計画決定後）

朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)
(案)

朝霞市教育委員会

令和8(2026)年 月

朝霞市学校施設長寿命化計画

目次

第1章	はじめに.....	1
1.	計画の背景.....	1
2.	本計画の位置付け.....	2
3.	本計画の構成と内容.....	3
4.	本計画の期間.....	4
5.	対象施設.....	4
第2章	学校施設の実態.....	6
1.	学校施設の現状	6
	(1) 学校施設の整備状況	6
	(2) 人口及び児童生徒数、学級数の推移	8
	(3) 施設関連経費の把握	12
2.	学校施設の老朽化状況の実態	13
	(1) 構造躯体の健全性の把握.....	13
	(2) 構造躯体以外の劣化状況の評価.....	17
	(3) 学校施設の老朽化状況の総評.....	21
第3章	学校施設の目指すべき姿と課題.....	22
1.	学校施設の目指すべき姿.....	22
2.	学校施設の課題.....	23
第4章	学校施設整備の基本的な方針.....	25
1.	学校施設整備の方針・整備水準.....	25
	(1) 改修等の基本方針	25
	(2) 学校施設の規模・配置計画等の方針.....	26
2.	学校施設の長寿命化.....	27
	(1) 学校施設の長寿命化の方針	27
	(2) 目標使用年数、改修周期の設定.....	27

第5章	学校施設の長寿命化に向けた改修計画.....	29
1.	長寿命化を見据えた学校施設の改修計画	29
	(1) 長寿命化改修等の設定条件.....	29
	(2) 施設整備の考え方.....	30
2.	改築の優先度.....	31
	(1) 改築の優先度の考え方.....	31
	(2) 改築の優先順位.....	31
3.	長寿命化改修の優先度.....	33
	(1) 長寿命化改修の考え方.....	33
	(2) 長寿命化改修の優先順位.....	34
4.	第2期実施計画.....	39
5.	長寿命化によるコスト試算の検証と効果.....	40
	(1) 長寿命化のコストの見通し.....	40
	(2) コスト試算の総評.....	43
	(3) 長寿命化の効果.....	44
第6章	学校施設の改築や改修、維持管理の効率化手法の事例.....	45
1.	プールの外部委託化・集約化.....	45
2.	包括管理委託.....	46
3.	学校施設の複合化・共有化.....	47
第7章	長寿命化にむけた今後の取組.....	49
1.	施設情報の管理と活用	49
2.	推進体制等の整備	49
3.	フォローアップ	49
4.	今後の取組に当たっての留意事項.....	50
	(1) 改修等に係る財源確保・負担の平準化	50
	(2) 学校施設の適正規模及び適正配置への対応.....	50
	(3) 学校施設を取り巻く課題への対応	50
	(4) 緊急を要する修繕等への対応	50
巻末	用語集.....	51

1. 計画の背景

本市の小中学校の施設(以下「学校施設」という。)の多くは、昭和 40(1965)年代後半から 50(1975)年代の児童生徒が急増した時期に建設されました。小中学校全 15 校のうち築 40 年以上の学校施設が 5 割を占め、経年による老朽化が進んでいます。これらは、今後一斉に改築時期を迎えるため、財政面に大きな負担がかかることが考えられ、学校施設の老朽化対策が重要な課題となっています。

一方で、学校施設は児童生徒が学び生活する場や、地域住民の生涯学習などの活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としての役割も果たすなど、多様化するニーズへの対応もまた今後の課題となっています。

本市では、これまで児童生徒や地域住民が安心して学校施設を使用できるよう、耐震補強工事や非構造部材の耐震対策を行い、学校施設の安全対策を進めてきました。また、児童生徒が快適に学校生活を送れるよう、普通教室へのエアコン設置やトイレ改修を行い、令和 5(2023)年度までに小・中学校全 15 校の屋内運動場にエアコンを設置するなど、学校施設の整備充実に努めてきました。

また、学校施設の改築周期の延長を視野に、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制しつつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的に、令和 2(2020)年 3 月「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

上記の「基本方針」を踏まえて、中長期的な改築・改修等の施設整備や維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため朝霞市の学校施設の老朽化等の状況を把握し、学校施設の役割等を考慮した上で、具体的な実施方針・計画として「朝霞市学校施設長寿命化計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 本計画の位置付け

国は、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、今後急速に老朽化することが予想されるインフラを対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を示しました。さらに、令和 3(2021)年 6 月にこれまでの取組状況等を踏まえ、「持続可能なインフラメンテナンス」の実現に向け、今後、推進していくべき取組等をまとめた、第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定しています。

また、文部科学省は、平成 27(2015)年 3 月に所管施設等の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性について、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、その後、これまでの取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ、令和 3(2021)年 3 月に計画の改訂を行いました。

各地方公共団体でも、インフラ長寿命化基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(公共施設等総合管理計画)」を策定するとともに、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、長寿命化計画(個別施設計画)を策定することが求められました。

本市では、平成 28(2016)年 3 月に、公共施設の維持管理に関する基本的な考え方を示した「朝霞市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、令和 7(2025)年8月に建物系公共施設の個別具体的な維持管理に関する計画「朝霞市建物系公共施設等マネジメント実施計画(第2期)」を策定しました。

教育委員会では、令和 2(2020)年 3 月に策定した基本方針に基づき、学校施設の改修及び維持管理を行ってきましたが、社会動向や財政運営状況等を踏まえた上で、学校施設の改修・改築(以下「改修等」という。)に関する基本方針及び今後の実施計画等を示すため、本計画を策定し、学校施設の整備に取り組みます。

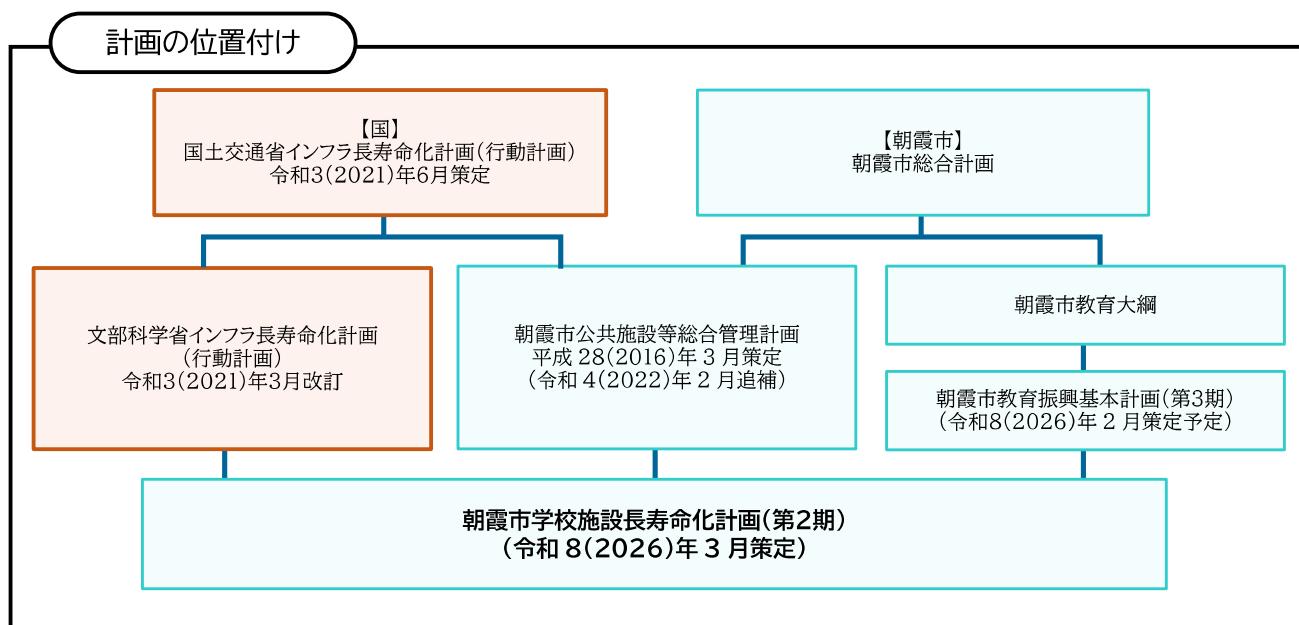


図 1-1 長寿命化計画の位置づけ

3. 本計画の構成と内容

令和2(2020)年3月に策定した基本方針では、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引及び同解説書」に基づき、学校施設の構造躯体の強度及び構造躯体以外の劣化状況の調査を行っており、本計画はその後から令和6(2024)年度までの修繕履歴をもとに時点修正を加えた結果を踏まえ、各学校の改修等の優先順位や長寿命化を見据えた改修計画の検討及びコスト試算を行います。

また、安全・安心で快適な教育環境の整備充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めるため、改修・改築時にどのような施設整備を行うかを検討します。

第1章 はじめに

背景・目的等

第2章 学校施設の実態

児童生徒数の推移や学校施設の劣化状況を把握

第3章 学校施設の目指すべき姿と課題

学校施設の目指すべき姿を定め課題を整理

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

上位計画及び学校施設の課題を踏まえた基本方針を検討

第5章 学校施設の長寿命化に向けた改修計画

改修等の優先順位付けと改修計画を検討、長寿命化によるコストを試算

第6章 学校施設の改築や改修、維持管理の効率化手法の事例

学校施設の改築や改修、維持管理の効率化に関する事例(プール外部委託、包括管理委託、複合化)

第7章 長寿命化にむけた今後の取組

計画の推進体制、フォローアップ、取組に当たっての留意事項

図 1-2 本計画の構成

4. 本計画の期間

本計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせて令和 47(2065)年度までとし、その間の社会状況の変化等を受けて見直しを行うため、全 5 期の計画としています。

今回は、本計画の第2期の計画として、令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度の 10 年間の計画とします。

本計画の期間

第1期(5 年間) 令和 3(2021)年度 ～ 令和 7(2025)年度

第2期(10年間) 令和 8(2026)年度 ～ 令和 17(2035)年度

第3期(10年間) 令和18(2036)年度 ～ 令和 27(2045)年度

第4期(10年間) 令和28(2046)年度 ～ 令和 37(2055)年度

第5期(10年間) 令和38(2056)年度 ～ 令和 47(2065)年度

5. 対象施設

本計画で対象とする学校施設は、校舎、屋内運動場(体育館、武道場)及びプール施設とします。

また、第四小学校、第五小学校及び第八小学校の自校給食施設(給食調理設備を除く)、第四小学校、第五小学校及び第十小学校の校舎内にある放課後児童クラブ、第四小学校の防災倉庫は、校舎と一体の改修等が想定されるため、本計画の対象施設とします。

改築時においては、単独で現存する放課後児童クラブや給食施設等についても、その時点での児童数や社会情勢を踏まえ、実施計画時に改築対象(一体化も含む)とするかについて検討します。

なお、屋外トイレは対象外としますが、バリアフリー化や避難所としての施設整備の観点から、校舎や体育館の改修等に合わせて整備の検討を行います。

■対象となる学校施設

学校名	所在地	対象施設	備考
朝霞第一小学校	朝霞市膝折町 4-11-7	校舎・体育館・プール	
朝霞第二小学校	朝霞市岡 3-16-13	校舎・体育館・プール	
朝霞第三小学校	朝霞市大字浜崎 230	校舎・体育館・プール	
朝霞第四小学校	朝霞市幸町 1-6-9	校舎・体育館・プール・自校給食施設・ 放課後児童クラブ・防災倉庫	プールは体育館屋上 自校給食施設、放課後児童クラブ、 防災倉庫は校舎内、
朝霞第五小学校	朝霞市泉水 3-16-1	校舎・体育館・プール・自校給食施設・ 放課後児童クラブ	プールは体育館屋上 自校給食施設、放課後児童クラブは 校舎内
朝霞第六小学校	朝霞市本町 1-25-1	校舎・体育館・プール	
朝霞第七小学校	朝霞市北原 2-6-1	校舎・体育館・プール	
朝霞第八小学校	朝霞市栄町 5-1-41	校舎・体育館・プール・ 自校給食施設	自校給食施設は校舎内
朝霞第九小学校	朝霞市大字台 295	校舎・体育館・プール	
朝霞第十小学校	朝霞市大字溝沼 828-1	校舎・体育館・プール・ 放課後児童クラブ	放課後児童クラブは校舎内
朝霞第一中学校	朝霞市大字膝折 2-31	校舎・体育館・武道館・プール	プールは校舎屋上
朝霞第二中学校	朝霞市大字岡 199	校舎・体育館・武道館・プール	
朝霞第三中学校	朝霞市大字溝沼 1043-1	校舎・体育館・武道館・プール	
朝霞第四中学校	朝霞市栄町 5-1-60	校舎・体育館・プール	
朝霞第五中学校	朝霞市大字宮戸 1580	校舎・体育館・プール	

表 1-1 対象施設一覧

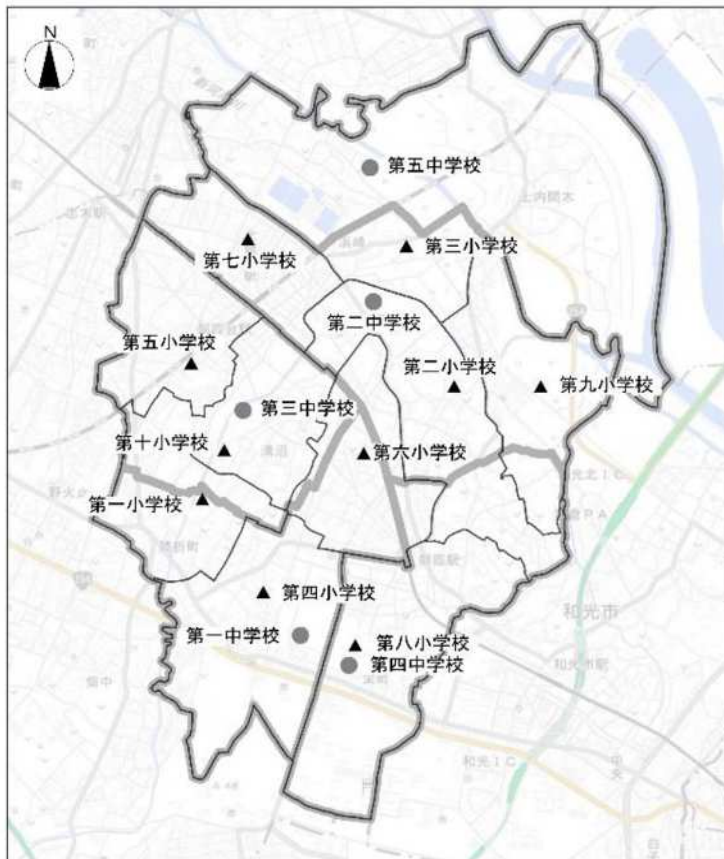


図 1-3 小・中学校配置図

第2章

学校施設の実態

本章では、学校施設の整備状況や児童生徒数等の推移、また、本市の財政状況の傾向や学校施設関連経費の推移など、学校施設を取り巻く現状について把握するとともに、老朽化状況の実態を明らかにします。

1. 学校施設の現状

(1) 学校施設の整備状況

本市の学校施設は半数が築40年以上経過し、経年による老朽化が進んでいる状況です。昭和56(1981)年以前の旧耐震基準^{*}による学校施設は耐震化が完了していますが、屋上や外壁の改修や上下水道配管・設備機器の更新等は、不具合の改修など部分的な対応に留まっています。

第一小学校、第二小学校、第三小学校及び第二中学校の4校では、その一部が築60年を経過した校舎もあり、経年により老朽化した学校施設への対応が重要な課題となっています。

^{*}旧耐震基準とは、建築物の設計において適用される構造基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準のこと。また、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。図2-1では、旧耐震基準を昭和56(1981)年以前、新耐震基準を昭和57(1982)年以降と表記している。

■ 築年別整備状況

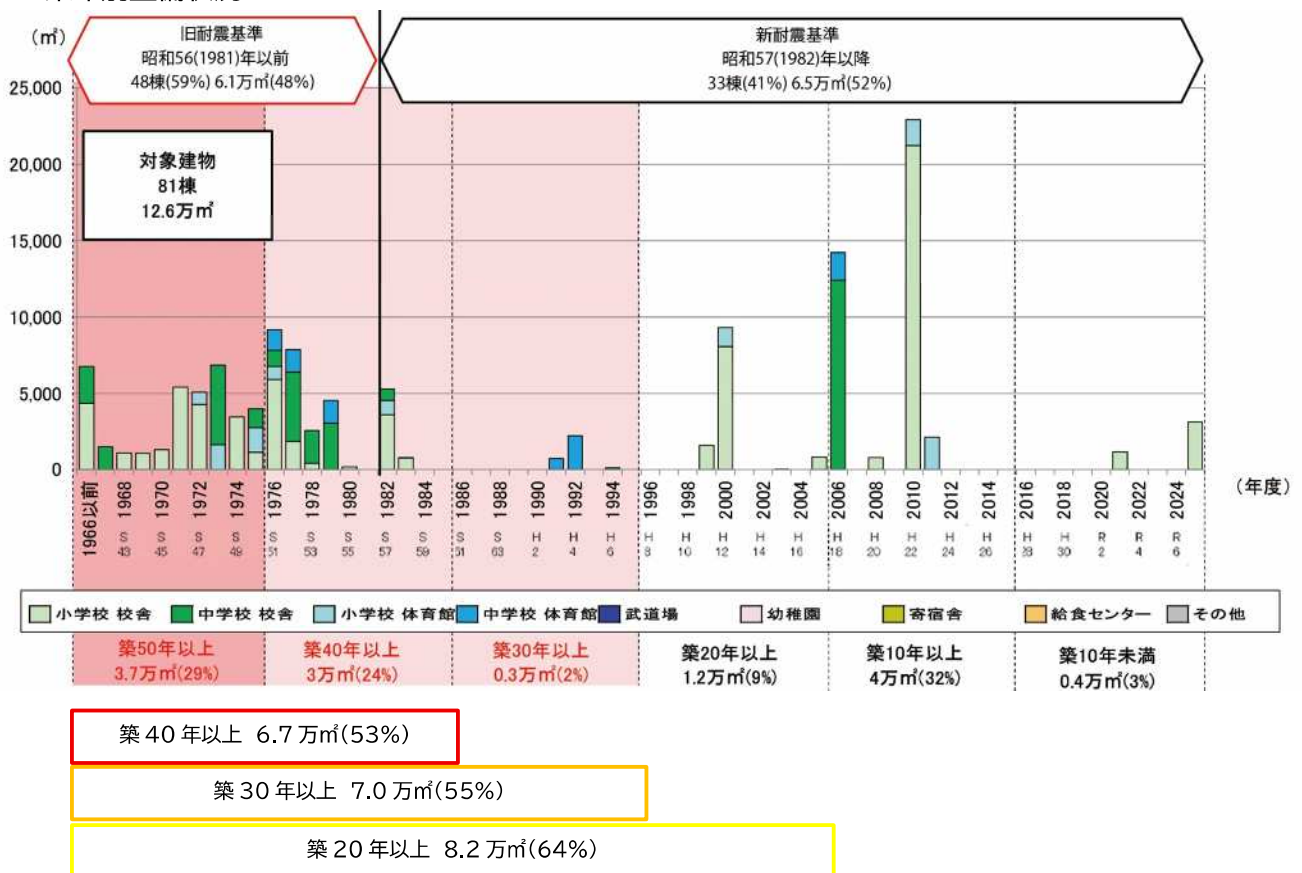


図2-1 対象施設の築年別整備状況

■対象施設の建物概要一覧

学校名	施設名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年		築年数 (R7年度基準)		
					和暦	西暦			
小学校	第一小学校	校舎	RC	4(一部3)	6,833	S36	1961	64	
		体育館	S	2	805	S47	1972	53	
		プール施設	RC	1	42	S39	1964	61	
	第二小学校	校舎	RC(一部S)	4(一部1~3)	5,175	S34	1959	66	
		体育館	S	2	812	S48	1973	52	
		プール施設	RC	1	35	S54	1979	46	
	第三小学校	校舎	RC	4(一部3)	5,674	S38	1963	62	
		体育館	S	2	816	S48	1973	52	
		プール施設	RC	1	23	S36	1961	64	
	第四小学校	校舎(*1)	RC	4(一部2)	10,207	H22	2010	15	
		体育館(*2)	RC	2	1,675	H22	2010	15	
	第五小学校	校舎(*1)	RC	5(一部1)	12,144	H22	2010	15	
		体育館(*2)	RC	2	2,131	H22	2011	14	
	第六小学校	校舎	RC	4(一部2)	7,324	S46	1971	54	
		体育館	S	2	819	S50	1975	50	
		プール施設	RC	1	88	S46	1971	54	
	第七小学校	校舎	RC	4(一部3)	5,635	S47	1972	53	
		体育館	S	2	809	S50	1975	50	
		プール施設	RC	1	107	S47	1972	53	
	第八小学校	校舎	RC	4	7,225	S51	1976	49	
		体育館	S	2	840	S51	1976	49	
		プール施設	RC	1	107	S51	1976	49	
	第九小学校	校舎	RC	4	4,725	S57	1982	43	
		体育館	S	2	940	S57	1982	43	
		プール施設	RC	1	41	S57	1982	43	
	第十小学校	校舎(*3)	RC	4	8,306	H12	2000	25	
		体育館	RC	2	1,240	H12	2000	25	
		プール施設	RC	1	159	H12	2000	25	
	中学校	第一中学校	校舎(*4)	RC	4	12,386	H18	2006	19
			体育館	RC	2	1,836	H18	2006	19
第二中学校		校舎	RC(一部S)	3(一部1.2)	6,240	S40	1965	60	
		体育館	S	2	1,328	H4	1992	33	
		武道場	RC	2	903	H4	1992	33	
		プール施設	RC	1	58	S57	1982	43	
第三中学校		校舎	RC	4	6,288	S48	1973	52	
		体育館	S	2(一部1)	1,329	S51	1976	49	
		武道場	RC	2	723	H3	1991	34	
		プール施設	RC	1	10	S54	1979	46	
第四中学校		校舎	RC	4	5,341	S52	1977	48	
		体育館	S	2(一部1)	1,460	S52	1977	48	
		プール施設	RC	1	10	S52	1977	48	
第五中学校		校舎	RC	4	4,191	S53	1978	47	
		体育館	S	2	1,494	S54	1979	46	
		プール施設	RC	1	26	S54	1979	46	

凡例 構造・RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造

注1) 構造、階数、延床面積は、学校施設台帳(令和7年度)の数値を記載し、延床面積は複数棟の合計、建築年は最も古い棟の建築年とした。

注2) 「プール施設」は、構造をプール槽の構造、その他の項目をプール付属棟について示した。

注3) 築年数は令和7(2025)年度を基準とした。

(*1) 自校給食施設・放課後児童クラブを含む

(*2) プール施設は含まない

(*3) 自校給食施設を含む

(*4) 校舎内の放課後児童クラブを含む

(*5) 武道場及びプール施設を含む

表 2-1 対象施設の構造等一覧

(2)人口及び児童生徒数、学級数の推移

本市は、市域面積 18.34km²、人口 14 万 5,938 人(令和 7(2025)年 1 月 1 日現在)であり、東京都心まで 20 km 圏内にあるため都心への通勤の利便性が高く、また、子育て世代の割合が高いことから、人口の増加傾向が続いています。

駅周辺での集合住宅の建設や、市街化区域に編入された地域や農地の宅地開発が進んでいるため、本市の人口は微増傾向が続くものと推計されています。

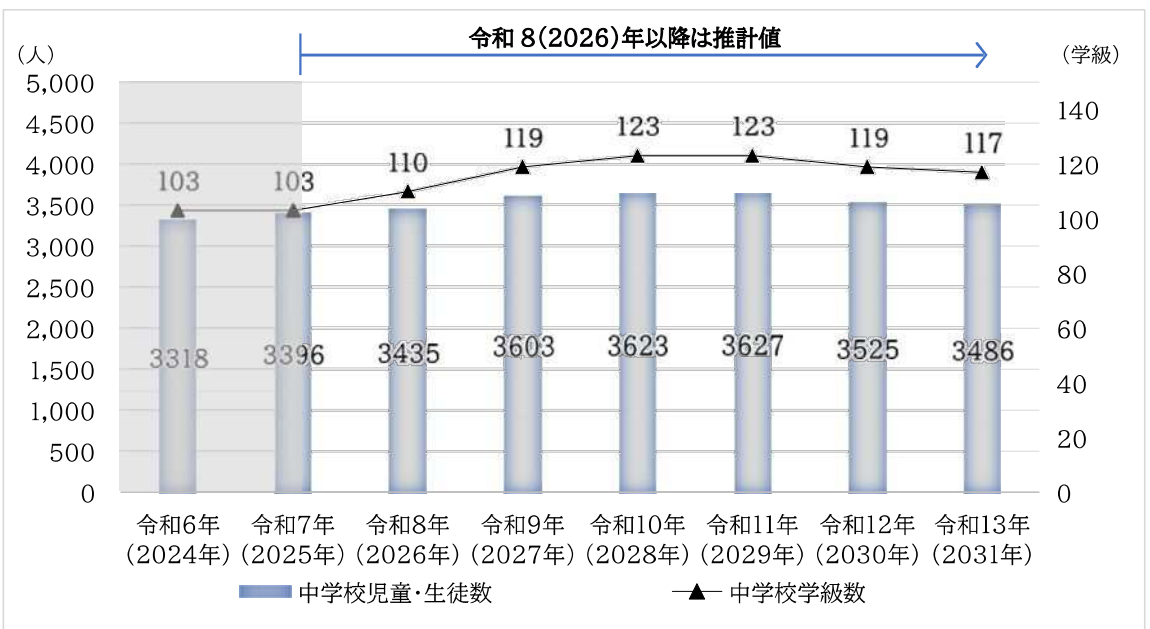
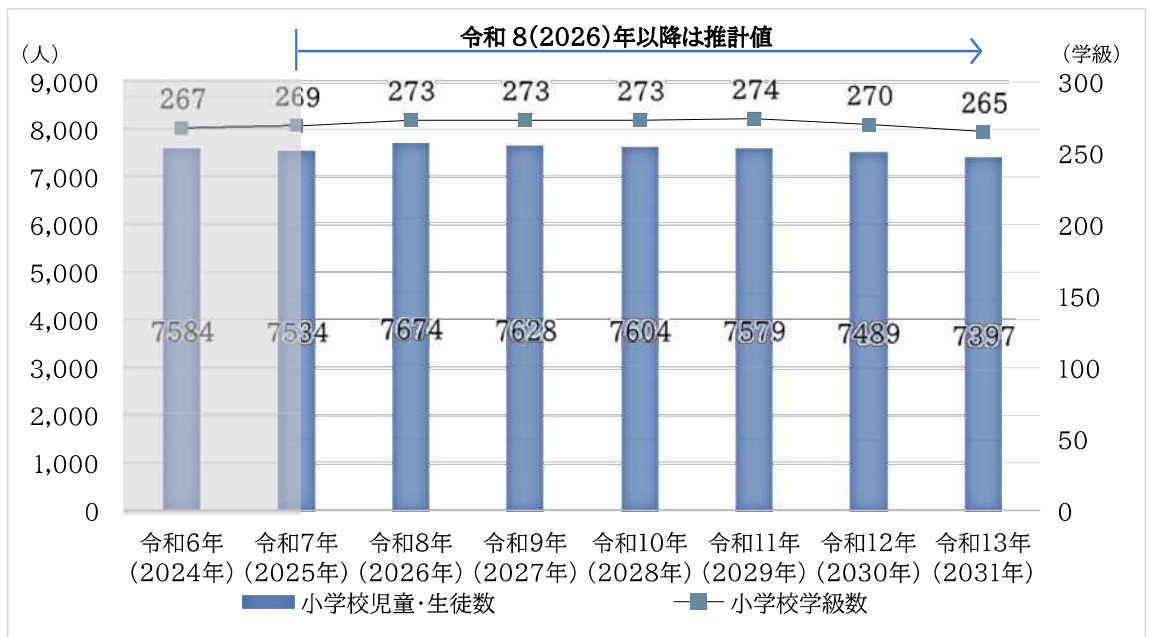
第6次総合計画策定にあたって実施した人口推計によると、今後は出生率が低下しながらも、転出入が緩やかに均衡に向かうことが想定され、人口は令和22(2040)年度まで増加傾向が続き、現在の人口規模(14万人超)は、令和37(2055)年度頃までは維持される見通しとなっています。



出典:第6次朝霞市総合計画

図 2-2 本市の将来人口推計

児童生徒数の総人数は、令和7(2025)年5月1日時点で、小学校は7,703人、中学校で3,453人となっています。小学校の児童数の推計は、令和8(2026)年をピークに緩やかに減少傾向に転じていくことが見込まれますが、中学校生徒数及び児童生徒数の総数は令和11(2029)年まで増加していくことが見込まれています。



出典:学校基本調査(令和7(2025)年5月1日)

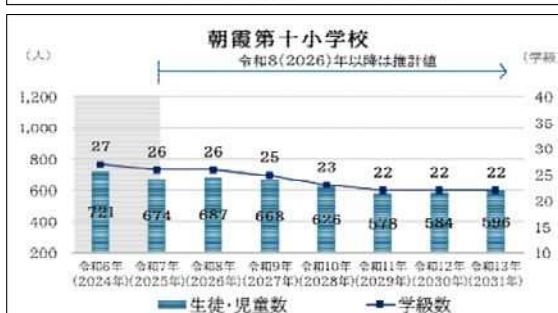
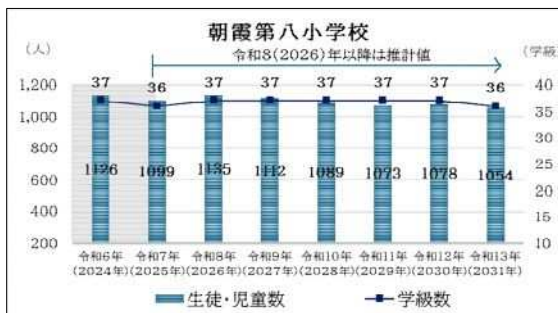
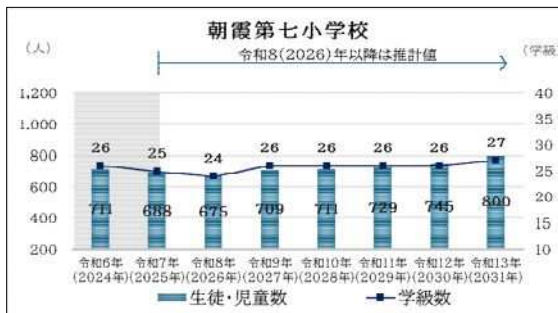
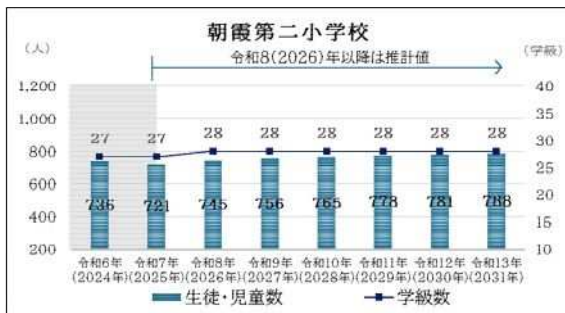
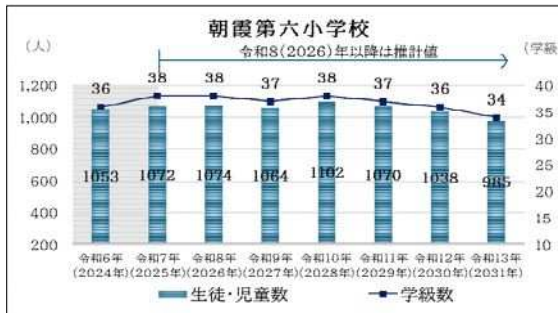
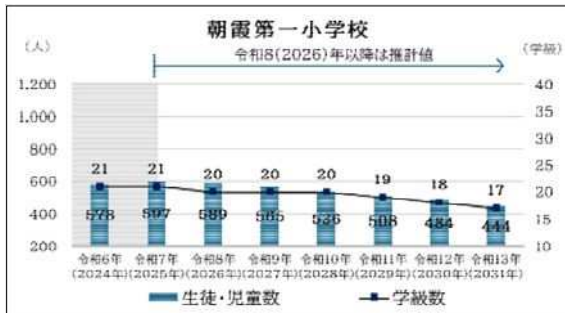
注1 令和6(2024)~7(2025)年度の児童数(特別支援学級を除く)は実数です。

注2 令和8(2026)年度以降の児童数(特別支援学級を除く)は、住民基本台帳による数値に人口増減等の各統計平均人数を加除しています。

注3 学級数は小学校は全学年で35人学級とした数、また、中学校は令和8(2026)年度以降段階的に35人学級とした数です。

注4 令和8(2026)年度以降の特別支援学級は、各年度に令和7年度の学級数を加算しています。

図 2-3 児童生徒数・学級数の推計



出典:学校基本調査(令和7(2025)年度 5月1日)

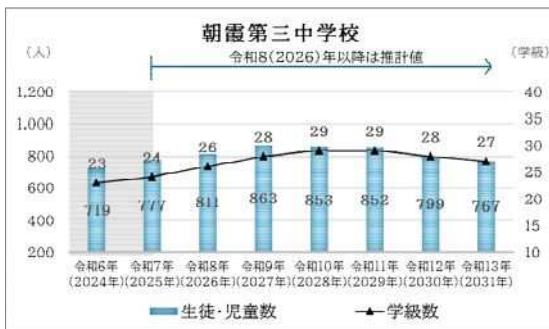
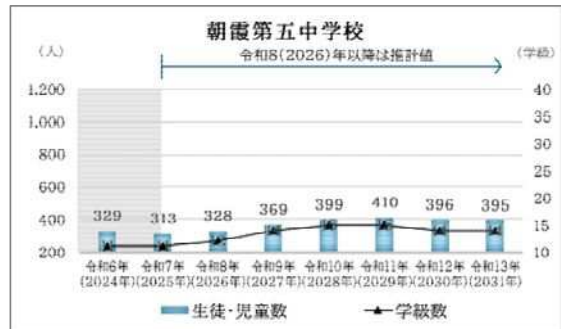
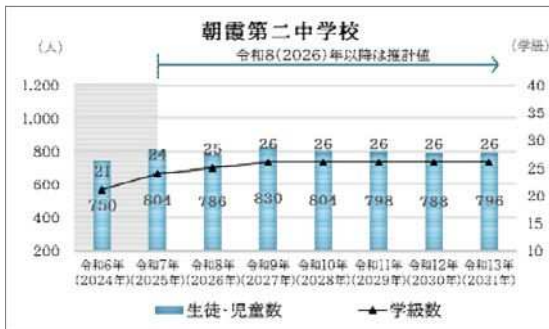
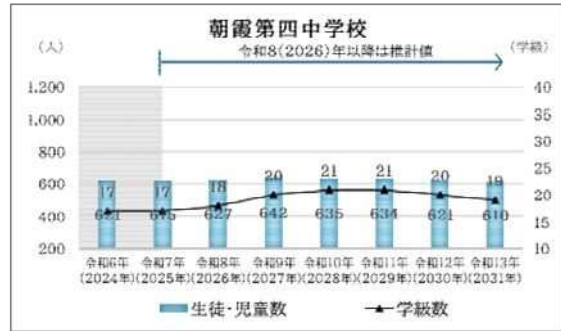
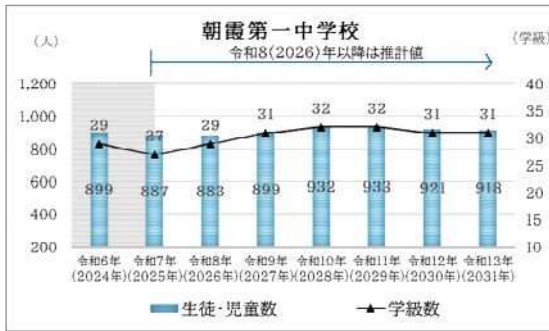
注1 令和6(2024)~7(2025)年度の児童数(特別支援学級を除く)は実数です。

注2 令和8(2026)年度以降の児童数(特別支援学級を除く)は、住民基本台帳による数値に人口増減等の各統計平均人数を加除しています。

注3 学級数は小学校は全学年で35人学級とした数、また、中学校は令和8(2026)年度以降段階的に35人学級とした数です。

注4 令和8(2026)年度以降の特別支援学級は、各年度に令和7年度の学級数を加算しています。

図 2-4 学校別児童数・学級数の推計(小学校)



出典:学校基本調査(令和7(2025)年度 5月1日)

- 注1 令和6(2024)~7(2025)年度の児童数(特別支援学級を除く)は実数です。
- 注2 令和8(2026)年度以降の児童数(特別支援学級を除く)は、住民基本台帳による数値に人口増減等の各統計平均人数を加除しています。
- 注3 学級数は、令和8(2026)年度以降段階的に35人学級とした数です。
- 注4 令和8(2026)年度以降の特別支援学級は、各年度に令和7年度の学級数を加算しています。

図 2-5 学校別生徒数・学級数の推計(中学校)

(3) 施設関連経費の把握

ア. 財政状況の傾向

本市の歳入における主要な財源である市税収入が近年増加している一方で、歳出は福祉サービスや保育などに係る社会保障関係経費が増加傾向にあり、歳出全体に占める割合は、年々増加しています。今後も扶助費や人件費を中心とした義務的経費の増加のほか、公共施設の改修などの普通建設事業費の増加も見込まれるため、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

イ. 施設関連経費の推移

過去5年間の学校施設における施設関連経費は、年間約4.16億円～5.45億円で、1年当たりの平均は4.90億円となります。そのうち、光熱水費や施設運営に係る委託費等の経常的にかかる費用(施設管理費)は、1年当たりの平均が約3.20億円となり、施設関連経費の約65%を占めています。

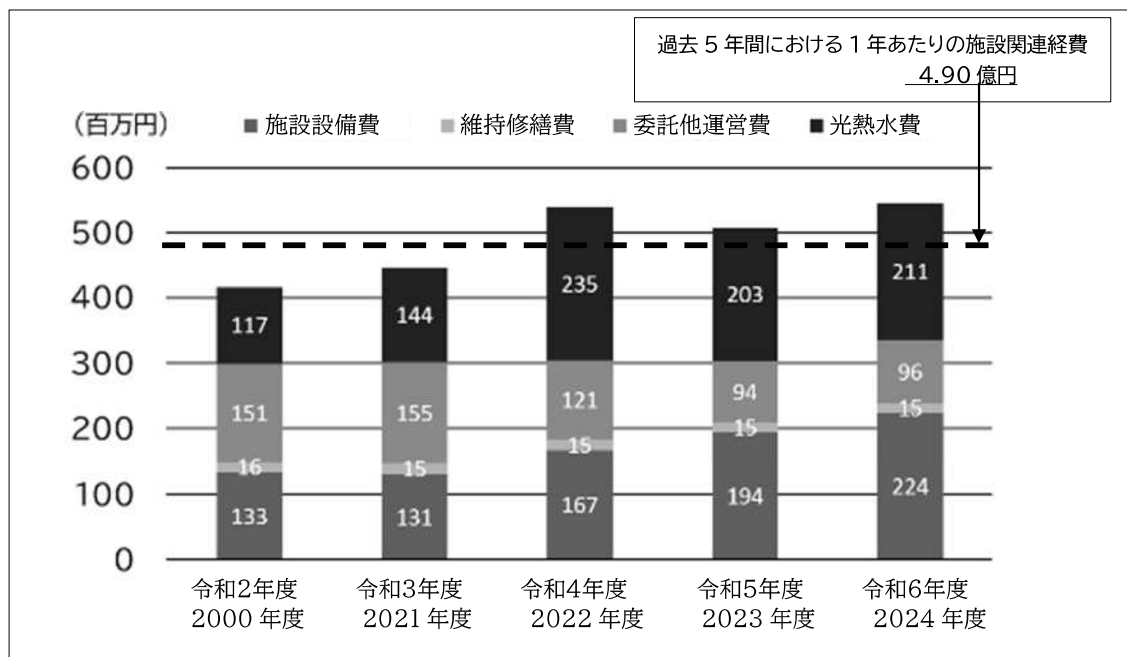


図 2-6 施設関連経費の推移と内訳

内訳	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
施設整備費	133,114,208	131,315,019	167,319,724	193,967,882	223,656,098
施設管理費	283,098,021	314,083,570	371,510,397	312,303,525	322,177,870
維持修繕費	15,686,977	15,121,115	15,450,743	15,114,643	14,839,706
委託他運営費	150,513,802	154,995,565	121,198,329	94,266,281	96,365,405
光熱水費	116,897,242	143,966,890	234,861,325	202,922,601	210,972,759
合計	416,212,229	445,398,589	538,830,121	506,271,407	545,833,968
施設関連経費の平均		4.90億円/年			
施設管理費の平均		3.20億円/年			

表 2-2 施設関連経費の平均(5年間) (単位:円)

2. 学校施設の老朽化状況の実態

学校施設の改修の方針や時期等を検討するため、学校施設が今後どの程度の期間使い続けることができるのか、建物の状況を整理しました。

構造躯体の健全性と長寿命化の可否の判定は、基本方針策定時の調査結果に準ずるものとし、構造躯体以外の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備・機械設備については、劣化が著しい建物を中心に現地調査を行い、基本方針策定時の調査結果に改修履歴を反映し総合的に評価を行いました。

(1) 構造躯体の健全性の把握

長期間に渡って建物を安全に使用するためには、構造躯体が健全でなければなりません。

基本方針では、過去に実施した耐震診断時の調査データを用いて長寿命化の判定を行っており、判定の方法の基準を下記のように示しています。

長寿命化の可否の判定方法

ア. 耐震基準による判定

新耐震基準による学校施設は、「長寿命化」対象施設と判定します。

イ. 構造体の強度等による判定

旧耐震基準による学校施設で耐震診断により耐震性がないと判定された校舎・体育館は、全て耐震補強が完了しています。

これらの施設のうち、鉄筋コンクリート造の建物は、耐震診断時のコンクリート圧縮試験の平均強度（以下「圧縮強度」という。）により判定し、コンクリート圧縮強度が「13.5N/mm²」を上回るものを「長寿命化」対象施設とします。

また、鉄骨造の建物のうち築年数が40年未満で腐食や劣化の進行が著しく進行していないものを「長寿命化」対象施設と判定します。

「長寿命化」対象施設ではない施設は、全て「改築」として区分します。

さらに、鉄筋コンクリート造の建物のうち築年数が60年を超えるものは、長寿命化改修を行っても改修後20年以上使用できないことから「改築」対象とします。

次ページに、長寿命化の可否の判定フロー図を示します。

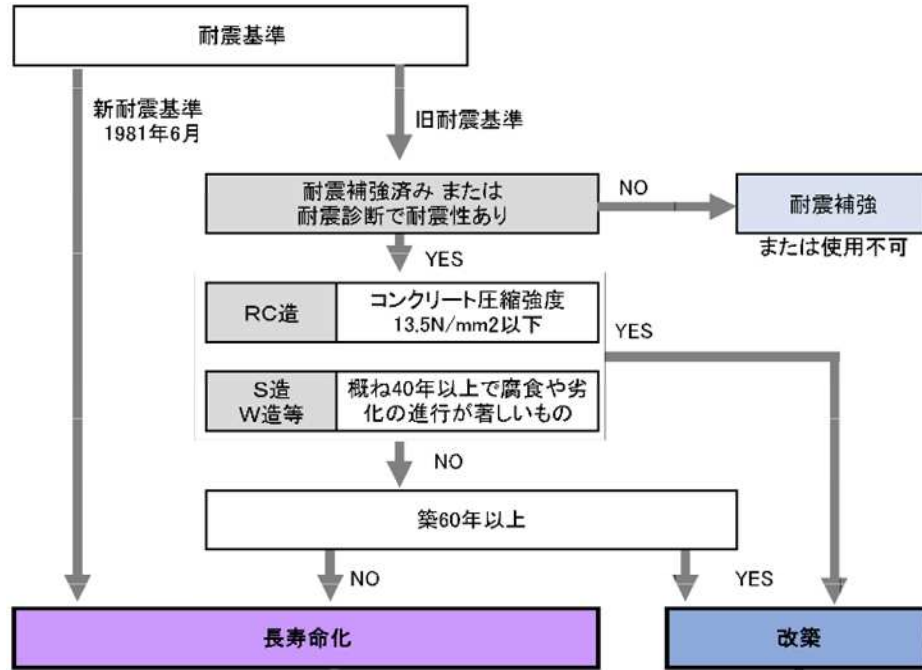


図 2-7 長寿命化可否判定と改修優先度 作業フロー

構造躯体の健全性の評価結果は次のとおりです。

(小学校)

学校名	施設名	棟番号 (*1)	構造	建築年		築年数 (*2)	耐震安全性			長寿命化判定			
				和暦	西暦		基準	診断	補強	調査年度 (*3)	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上 の区分	
第一小学校	校舎	002-0	RC	S36	1961	64	旧	済	済	H8	35.3	改築	
		003-0	RC	S40	1965	60	旧	済	済	H8	24.2	改築	
		020-0	RC	S49	1974	51	旧	済	済	H15	17.5	長寿命	
		030-0	RC	S55	1980	45	旧	済	-	-	-	長寿命	
		029-0	RC	H11	1999	26	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	013-0	S	S47	1972	53	旧	済	済	-	-	改築	
	第二小学校	校舎	001-0	RC	S34	1959	66	旧	済	済	H9	22.1	改築
			002-0	RC	S44	1969	56	旧	済	済	H9	23.8	長寿命
			003-0	RC	S46	1971	54	旧	済	済	H9	20.5	長寿命
			007-0	RC	S46	1971	54	旧	済	済	H9	20.5	長寿命
021-0			S	H15	2003	22	新	-	-	-	-	長寿命	
023-0			RC	S55	1980	45	旧	済	-	H15	45.0	長寿命	
022-0		RC	H17	2005	20	新	-	-	-	-	長寿命		
体育館		012-0	S	S48	1973	52	旧	済	済	-	-	改築	
第三小学校	校舎	001-1	RC	S38	1963	62	旧	済	済	H10	27.5	改築	
		001-2	RC	S38	1963	62	旧	済	済	H10	27.5	改築	
		001-3	RC	S40	1965	60	旧	済	済	H10	22.9	改築	
		003-0	RC	S43	1968	57	旧	済	済	H10	22.2	長寿命	
		004-0	RC	S45	1970	55	旧	済	済	H10	18.8	長寿命	
		015-0	RC	S52	1977	48	旧	済	済	H15	33.9	長寿命	
	体育館	013-0	S	S48	1973	52	旧	済	済	-	-	改築	
第四小学校	校舎・ 体育館	020-1	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
		023-0	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
		024-1	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
		024-2	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
第五小学校	校舎	024-0	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
		025-0	RC	H22	2010	15	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	026-0	RC	H23	2011	14	新	-	-	-	-	長寿命	
第六小学校	校舎	001-0	RC	S46	1971	54	旧	済	済	H11	18.5	長寿命	
		006-0	RC	S47	1972	53	旧	済	済	H11	25.7	長寿命	
		007-0	RC	S50	1975	50	旧	済	-	H15	30.8	長寿命	
		008-0	RC	S50	1975	50	旧	済	-	H15	23.4	長寿命	
		014-0	RC	R7	2025	0	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	009-0	S	S50	1975	50	旧	済	済	-	-	改築	
第七小学校	校舎	001-0	RC	S47	1972	53	旧	済	済	H15	23.2	長寿命	
		007-0	RC	S51	1976	49	旧	済	済	H15	26.1	長寿命	
		010-0	RC	S58	1983	42	新	-	-	-	-	長寿命	
		012-0	RC	H17	2005	20	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	006-0	S	S50	1975	50	旧	済	済	-	-	改築	
第八小学校	校舎	001-1	RC	S51	1976	49	旧	済	済	H15	26.9	長寿命	
		001-2	RC	S51	1976	49	旧	済	済	H15	26.7	長寿命	
		002-0	RC	S53	1978	47	旧	済	済	H15	28.2	長寿命	
		012-0	RC	H20	2008	17	新	-	-	-	-	長寿命	
		013-0	RC	R3	2021	4	新	-	-	-	-	長寿命	
		014-0	RC	R3	2021	4	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	006-0	S	S51	1976	49	旧	済	済	-	-	改築	
第九小学校	校舎	001-0	RC	S57	1982	43	新	-	-	-	-	長寿命	
		008-0	RC	R7	2025	0	新	-	-	-	-	長寿命	
		009-0	S	R7	2025	0	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	007-0	S	S57	1982	43	新	-	-	-	-	改築	
第十小学校	校舎	001-0	RC	H12	2000	25	新	-	-	-	-	長寿命	
	体育館	002-0	RC	H12	2000	25	新	-	-	-	-	長寿命	

凡例 構造・RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造
 (*1)棟番号は、学校施設台帳にて建物ごとに付している番号である
 (*2)築年数は令和7(2025)年度を基準とした
 (*3)調査年度は耐震診断を実施した年度である

表 2-3 構造躯体の健全性の評価結果(小学校)

(中学校)

学校名	施設名	棟番号 (*1)	構造	建築年		築年数 (*2)	耐震安全性			長寿命化判定			
				和暦	西暦		基準	診断	補強	調査年度 (*3)	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上 の区分	
中学校	第一中学校	校舎・ 体育館	026-0	RC	H18	2006	19	新	-	-	-	-	長寿命
			027-1	RC	H18	2006	19	新	-	-	-	-	長寿命
			027-2	RC	H18	2006	19	新	-	-	-	-	長寿命
			027-4	RC	H18	2006	19	新	-	-	-	-	長寿命
			028-0	RC	H18	2006	19	新	-	-	-	-	長寿命
	第二中学校	校舎	001-1	RC	S40	1965	60	旧	済	済	H11	22.8	長寿命
			001-2	RC	S41	1966	59	旧	済	済	H11	24.7	長寿命
			001-3	RC	S41	1966	59	旧	済	済	H11	25.9	長寿命
			002-0	RC	S42	1967	58	旧	済	済	H11	25.8	長寿命
			010-0	RC	S48	1973	52	旧	済	済	H15	15.3	長寿命
			011-0	RC	S50	1975	50	旧	済	済	H15	12.8	改築
			012-0	RC	S50	1975	50	旧	済	済	H15	19.0	長寿命
		017-0	S	S58	1983	42	新	-	-	-	-	長寿命	
		武道場 体育館	022-1	RC	H4	1992	33	新	-	-	-	-	長寿命
			022-2	S	H4	1992	33	新	-	-	-	-	長寿命
	001-0		RC	S48	1973	52	旧	済	済	H15	13.7	長寿命	
	第三中学校	校舎	006-1	RC	S51	1976	49	旧	済	済	H15	35.5	長寿命
			006-2	RC	S54	1979	46	旧	済	済	H15	35.5	長寿命
			005-0	S	S51	1976	49	旧	済	済	-	-	改築
		武道場	009-0	RC	H3	1991	34	新	-	-	-	-	長寿命
	第四中学校	校舎	001-1	RC	S52	1977	48	旧	済	済	H15	24.3	長寿命
			001-2	RC	S52	1977	48	旧	済	済	H15	23.5	長寿命
			009-0	RC	S57	1982	43	新	-	-	-	-	長寿命
		体育館	007-0	S	S52	1977	48	旧	済	済	-	-	改築
	第五中学校	校舎	001-1	RC	S53	1978	47	旧	済	済	H15	30.1	長寿命
001-2			RC	S54	1979	46	旧	済	済	H15	32.1	長寿命	
体育館		002-0	S	S54	1979	46	旧	済	済	-	-	改築	

凡例 構造・RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造
 (*1)棟番号は、学校施設台帳にて建物ごとに付している番号である
 (*2)築年数は令和7(2025)年度を基準とした
 (*3)調査年度は耐震診断を実施した年度である

表 2-4 構造躯体の健全性の評価結果(中学校)

(2)構造躯体以外の劣化状況の評価

学校施設の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備・機械設備の各部位ごとの劣化状況調査を、目視調査を主体として行いました。調査に当たっては、目視では確認できない学校施設の不具合について学校からヒアリングを行ったほか、教育委員会で学期ごとに行っている点検の内容を確認の上、現地調査を実施しました。

そして現地調査結果に加えて、過去の改修履歴及び改修からの経過年数を踏まえ、総合的に劣化状況の評価を行いました。

ア. 現地調査の内容

現地調査に当たっては、部位毎に以下の視点をもって行いました。

部位	調査の視点
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none">・最上階の天井に雨漏りがないか。雨漏りが原因と思われるシミ、カビがないか。・屋上防水に、膨れ、剥がれ、破れ、穴開きがないか。・金属屋根に、錆、損傷、腐食がないか。
外壁	<ul style="list-style-type: none">・コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。・室内側に雨漏りと思われるシミ垂れ、塗装の剥がれがないか。・外装材(モルタル・タイル・吹き付け材などの仕上げ材)に、亀裂、浮き、剥離、ひび割れ及び破損がないか。・建具枠、蝶番などの腐食、変形、ぐらつきがないか。・窓枠と外壁との隙間に施されているシーリング材に硬化、切れ、剥がれがないか。
内部仕上げ	<ul style="list-style-type: none">・床、壁、天井にコンクリートの亀裂、ボード類の浮き、損傷がないか。・天井ボードの落下や床シートの剥がれなどにより安全性が損なわれているところがないか。
電気設備・ 機械設備	<ul style="list-style-type: none">・機器や架台に錆、損傷、腐食がないか。・漏水、漏油がないか。・使用水に赤水、異臭がないか。・機器から異音はしていないか。

表2-5 現地調査の視点

イ. 評価方法

評価は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和5(2023)年3月)を参考に、長寿命化基本方針と同様、A、B、C、Dの4段階で行い、部位の評価点とコスト配分から部位ごとに健全度を算定しました。

屋根・屋上、外壁、内部仕上げは、目視調査を行い、また、電気設備・機械設備は、目視だけでは劣化の状況が判断できないため、設置や改修してからの経過年数を用いて、それぞれ下記の評価基準に基づき評価しました。

【屋根・屋上、外壁、内部仕上げ評価】		【電気設備・機械設備の評価】	
評価	目視による評価基準	評価	経過年数による評価基準
A	概ね良好	A	20年未満
B	部分的に劣化	B	20～40年
C	広範囲に劣化	C	41年以上
D	早急に対応する必要がある	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象

①部位の評価点	
	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分	
部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8
5 機械設備	7.3
計	60.0

③健全度

総和（部位の評価点×部位のコスト配分）÷ 60

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

<健全度計算例>

	部位	評価	評価点	×	配分	=	
1	屋根・屋上	C	40	×	5.1	=	204
2	外壁	D	10	×	17.2	=	172
3	内部仕上げ	B	75	×	22.4	=	1,680
4	電気設備	A	100	×	8	=	800
5	機械設備	C	40	×	7.3	=	292
						計	3,148
						÷	60
						健全度	52

出典:朝霞市長寿命化基本方針(令和2(2020)年3月)

図 2-8 各部位の評価基準と健全度の算出方法

ウ.劣化状況の評価結果

各学校施設における、構造躯体以外の各部位の評価及び健全度は、表のとおりです。

(小学校)

(※1)校舎内の放課後児童クラブの面積は主校舎に含む
 (※2)朝霞市の学校施設耐震化状況一覧 H25(2013)より
 (※3)朝霞市学校施設長寿命化基本方針より

学校名	施設番号	建物区分	構造階数	延べ面積(※1)	建築年		築年数	耐震改修年度(※2)	圧縮強度(N/mm2)(※3)	躯体以外の劣化状況(令和6年度調査結果)					健全度
					西暦	和暦				屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	
一小	002	校舎	RC造3F	626㎡	1961	S 36	64	1999	35.3	C	D	C	B	B	40
一小	003	校舎	RC造3F	1,079㎡	1965	S 40	60	2000	24.2	D	D	D	B	B	27
一小	020	校舎	RC造4F	3,467㎡	1974	S 49	51	2005	17.5	D	D	D	B	B	27
一小	030	校舎	RC造3F	71㎡	1980	S 55	45	耐震性有	-	C	A	A	-	B	79
一小	029	校舎	RC造3F	1,590㎡	1999	H 11	26	新耐震	-	C	C	C	B	B	49
一小	013	体育館	S造2F	805㎡	1972	S 47	53	2007	-	C	C	C	B	B	49
二小	001	校舎	RC造3F	1,227㎡	1959	S 34	66	2002	22.1	C	C	C	B	B	49
二小	002	校舎	RC造3F	1,059㎡	1969	S 44	56	2001	23.8	D	C	D	B	B	35
二小	003	校舎	RC造4F	1,856㎡	1971	S 46	54	2003	20.5	C	D	C	B	C	36
二小	007	校舎	RC造4F	565㎡	1971	S 46	54	2003	20.5	D	D	C	B	B	38
二小	021	校舎	S造1F	38㎡	2003	H 15	22	新耐震	-	B	C	C	B	-	43
二小	022	校舎	RC造2F	320㎡	2005	H 17	20	新耐震	-	C	C	B	B	B	62
二小	023	校舎	RC造3F	110㎡	1980	S 55	45	耐震性有	45.0	C	C	C	B	B	43
二小	012	体育館	S造2F	812㎡	1973	S 48	52	2007	-	B	C	C	B	B	52
三小	001-1	校舎	RC造3F	1,003㎡	1963	S 38	62	2003	27.5	D	C	D	B	B	35
三小	001-2	校舎	RC造3F	210㎡	1963	S 38	62	2003	27.5	C	C	C	B	B	49
三小	001-3	校舎	RC造3F	212㎡	1965	S 40	60	2003	22.9	C	C	B	B	B	62
三小	003	校舎	RC造3F	1,095㎡	1968	S 43	57	2002	22.2	C	B	C	B	B	59
三小	004	校舎	RC造3F	1,297㎡	1970	S 45	55	2002	18.8	C	B	C	B	B	59
三小	015	校舎	RC造4F	1,857㎡	1977	S 52	48	2005	33.9	D	C	C	C	C	37
三小	013	体育館	S造2F	816㎡	1973	S 48	52	2008	-	C	C	C	B	B	49
四小	020-1	校舎	RC造4F	9,395㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	C	C	C	A	A	55
四小	023	体育館	RC造2F	1,675㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	-	C	C	A	A	46
四小	024-1	校舎	RC造2F	420㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	C	C	A	A	A	78
四小	024-2	校舎	RC造2F	392㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	C	B	C	B	C	55
五小	024	校舎	RC造5F	11,579㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	C	C	C	A	A	55
五小	025	校舎	RC造1F	565㎡	2010	H 22	15	新耐震	-	-	C	A	A	A	74
五小	026	体育館	RC造4F	2,131㎡	2011	H 23	14	新耐震	-	C	C	C	A	A	55
六小	001	校舎	RC造4F	2,870㎡	1971	S 46	54	2004 2005	18.5	C	C	C	B	C	45
六小	006	校舎	RC造4F	1,485㎡	1972	S 47	53	2004 2005	25.7	D	C	C	B	C	42
六小	007	校舎	RC造2F	249㎡	1975	S 50	50	耐震性有	30.8	C	D	C	B	C	36
六小	008	校舎	RC造4F	886㎡	1975	S 50	50	耐震性有	23.4	C	C	C	B	B	49
六小	014	校舎	RC造4F	1,834㎡	2025	R 7	0	新耐震	-	A	A	A	A	A	100
六小	009	体育館	S造2F	819㎡	1975	S 50	50	2008	-	C	C	C	B	C	45
七小	001	校舎	RC造4F	2,794㎡	1972	S 47	53	2006	23.2	D	C	C	B	B	46
七小	007	校舎	RC造4F	1,577㎡	1976	S 51	49	2006	26.1	C	C	D	C	B	33
七小	010	校舎	RC造4F	761㎡	1983	S 58	42	新耐震	-	C	C	C	B	B	49
七小	012	校舎	RC造3F	503㎡	2005	H 17	20	新耐震	-	C	C	C	C	A	44
七小	006	体育館	S造2F	809㎡	1975	S 50	50	2008	-	C	C	C	A	A	55
八小	001-1	校舎	RC造4F	2,784㎡	1976	S 51	49	2004	26.9	C	C	D	B	C	33
八小	001-2	校舎	RC造4F	1,583㎡	1976	S 51	49	2004	26.7	D	C	C	B	C	42
八小	002	校舎	RC造4F	411㎡	1978	S 53	47	2004	28.2	C	C	C	B	B	49
八小	012	校舎	RC造4F	786㎡	2008	H 20	17	新耐震	-	C	C	C	B	B	49
八小	013	校舎	RC造4F	1,152㎡	2021	R 3	4	新耐震	-	A	A	A	A	A	100
八小	014	校舎	RC造2F	509㎡	2021	R 3	4	新耐震	-	-	-	-	-	-	-
八小	006	体育館	S造2F	840㎡	1976	S 51	49	2008	-	C	C	C	B	A	55
九小	001	校舎	RC造4F	3,604㎡	1982	S 57	43	新耐震	-	D	D	D	B	B	27
九小	007	体育館	S造2F	940㎡	1982	S 57	43	新耐震	-	C	C	C	B	B	49
九小	008	校舎	RC造2F	1,049㎡	2025	R 7	0	新耐震	-	A	A	A	A	A	100
九小	009	校舎	S造4F	72㎡	2025	R 7	0	新耐震	-	A	A	A	A	A	100
十小	001	校舎	RC造4F	8,306㎡	2000	H 12	25	新耐震	-	D	C	C	B	C	42
十小	002	体育館	RC造2F	1,240㎡	2000	H 12	25	新耐震	-	D	C	C	B	C	42

表 2-6 学校施設の老朽化状況の結果一覧(1/2)

(中学校)

0(※1)校舎内の放課後児童クラブの面積は主校舎に含む
 (※2)朝霞市の学校施設耐震化状況一覧 H25(2013)より
 (※3)朝霞市学校施設長寿命化基本方針より

学校名	施設番号	建物区分	構造階数	延べ面積(※1)	建築年		築年数	耐震改修年度(※2)	圧縮強度(N/mm2)(※3)	躯体以外の劣化状況(令和6年度調査結果)					
					西暦	和暦				屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
一中	026	校舎	RC造4F	7,008 m ²	2006	H 18	19	新耐震	-	C	B	B	A	B	75
一中	027-1	校舎	RC造4F	4,523 m ²	2006	H 18	19	新耐震	-	B	B	A	A	B	88
一中	027-2	校舎(武道場)	RC造4F	468 m ²	2006	H 18	19	新耐震	-	B	B	B	A	A	81
一中	027-4	体育館	RC造4F	308 m ²	2006	H 18	19	新耐震	-	B	B	A	A	-	79
一中	028	体育館	RC造2F	1,528 m ²	2006	H 18	19	新耐震	-	C	A	B	A	B	83
二中	001-1	校舎	RC造3F	1,218 m ²	1965	S 40	60	2004	22.8	D	D	D	B	C	22
二中	001-2	校舎	RC造3F	891 m ²	1966	S 41	59	2004	24.7	C	D	B	B	B	53
二中	001-3	校舎	RC造2F	321 m ²	1966	S 41	59	2004	25.9	B	D	C	B	-	34
二中	002	校舎	RC造2F	1,502 m ²	1967	S 42	58	2004	25.8	D	D	D	B	B	27
二中	010	校舎	RC造3F	1,034 m ²	1973	S 48	52	2006	15.3	C	C	C	C	B	44
二中	011	校舎	RC造3F	591 m ²	1975	S 50	50	2005	12.8	D	C	B	B	B	59
二中	012	校舎	RC造2F	648 m ²	1975	S 50	50	2006	19.0	D	C	C	B	C	42
二中	017	校舎	S造1F	35 m ²	1983	S 58	42	新耐震	-	C	A	B	B	-	70
二中	022-1	武道場	RC造2F	903 m ²	1992	H 4	33	新耐震	-	D	C	C	B	B	46
二中	022-2	体育館	S造2F	1,328 m ²	1992	H 4	33	新耐震	-	D	D	C	C	B	33
三中	001	校舎	RC造4F	4,215 m ²	1973	S 48	52	2006	13.7	C	D	C	B	B	40
三中	006-1	校舎	RC造4F	1,062 m ²	1976	S 51	49	2006	35.5	C	D	D	B	B	29
三中	006-2	校舎	RC造4F	1,011 m ²	1979	S 54	46	2006	35.5	C	C	C	C	B	44
三中	005	体育館	S造2F	1,329 m ²	1976	S 51	49	2008	-	B	C	D	B	B	41
三中	009	武道場	RC造2F	723 m ²	1991	H 3	34	新耐震	-	D	D	C	B	B	38
四中	001-1	校舎	RC造4F	1,878 m ²	1977	S 52	48	2006	24.3	C	C	C	B	C	45
四中	001-2	校舎	RC造4F	2,690 m ²	1977	S 52	48	2006	23.5	C	C	D	C	C	29
四中	009	校舎	RC造4F	773 m ²	1982	S 57	43	新耐震	-	C	D	C	B	C	36
四中	007	体育館	S造2F	1,460 m ²	1977	S 52	48	2006	-	C	C	D	B	B	38
五中	001-1	校舎	RC造4F	2,152 m ²	1978	S 53	47	2005	30.1	C	D	C	B	B	40
五中	001-2	校舎	RC造4F	2,039 m ²	1979	S 54	46	2005	32.1	C	D	C	B	B	40
五中	002	体育館	S造2F	1,494 m ²	1979	S 54	46	2007	-	C	C	D	B	C	33

表 2-7 学校施設の老朽化状況の結果一覧(2/2)

屋根・屋上、外壁、内部仕上げは、広範囲に劣化(C評価)が多いことがわかりました。また、電気設備・機械設備は、設置や改修してからの経過年数が20年から40年(B評価)のものが多いことがわかりました。

(3)学校施設の老朽化状況の総評

構造躯体の健全性評価

改築等を判定する構造躯体の健全性評価では、第二中学校の校舎(棟番号 011-0)は、耐震診断時のコンクリート圧縮強度が長寿命化対象施設の判定値である 13.5N/mm²を下回るため、「改築」と判定しました。

朝霞市の学校施設は旧耐震基準の全ての建物について耐震診断を行っております。そして、診断の結果、耐震性がないと判定された学校施設は、第二中学校の校舎(棟番号 011-0)を含め、全て耐震補強が完了しており、学校施設の安全性は確保しています。

また、第一小学校の校舎(棟番号 002-0、003-0)や第二小学校の校舎(001-0)など、合計16棟の建物が、築年数(RC 造60年、S 造40年)を超えたため、「改築」と判定しました。

構造躯体以外の劣化状況の評価

構造躯体以外(屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備)の劣化状況については、屋根・屋上、外壁及び内部仕上げでC評価(広範囲に劣化)が多く、早期に計画的な改修が必要な状況です。

また、電気設備、機械設備では、設置や改修からの経過年数により、設備ごとの標準耐用年数を踏まえて改修・更新周期を検討し、計画的に改修・更新を行うことが必要です。

総評

今回の調査の結果、屋根・屋上、外壁、内部仕上げについては、広範囲に劣化がみられ、安全面や機能面において早急に対応が必要な部分も確認されました。

特に、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第二中学校は、経年劣化が進行しており、このため健全度が全体的に低くなっています。築年数も古いため長寿命化の時機を逸していると考えられ、最優先で「改築」を行うことが望ましいと考えられます。

1. 学校施設の目指すべき姿

本市では、「朝霞市教育振興基本計画」において、「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を基本理念として掲げ、児童生徒の安心・安全の確保、快適な教育環境の整備・充実を図ることに加え、学校・家庭・地域が連携し、地域とともにある学校づくりを進めていくこととしています。

それらを踏まえ、本計画では以下の3つの目指すべき姿を設定し、学校施設整備を進めていきます。

学校施設の目指すべき姿

安全で快適な空間であること

児童生徒の学習及び生活の場として、安心して学校生活が過ごせるよう、学校施設の安全性や防犯性に配慮した快適な施設整備を進めます。また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、学校を利用する誰もが使いやすい施設整備を進めます。

豊かで健やかに育つ環境であること

近年の教育内容・教育方法の変化に対応できる学校施設の環境整備に取り組み、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図ります。

地域の拠点として活用されること

地域のコミュニティ、生涯学習の場として活用されるよう、地域に開かれた施設整備や、防災拠点としての機能強化、将来的な施設の複合化や共有化等に配慮します。

2. 学校施設の課題

学校施設の目指すべき姿を実現する上で、次のような課題が挙げられます。

[課題1]老朽化への対応

校舎や体育館の屋根・屋上や外壁の劣化は、構造躯体そのものの劣化につながり、雨漏りや外壁仕上げ材の剥落等、施設の安全面に大きな影響を及ぼします。

学校施設の長寿命化を見据えた計画的な改修の実施はもとより、施設の安全性を確保するために劣化が著しい部分の改修が早期に必要です。

躯体の健全性の確保 (重度劣化箇所の改修)

コンクリートの割れや剥離、雨漏りや漏水等の問題が生じるなど、劣化に対する根本的な対策が必要な建物が多く、これら重度劣化箇所の改修を早急に行う必要があります。



屋根防水の劣化



コンクリートの劣化

建物外部の劣化は、コンクリートの中酸化による躯体の劣化につながります。屋上や外壁のひび割れや塗装の劣化箇所から中酸化が進行することが予想されることから、まずは早急に重度劣化箇所の改修・修繕を実施し、その後に計画的な改修・修繕を行う必要があります。

躯体以外の劣化箇所の改修

建物内部や電気・機械設備については、主として経年劣化があり、計画的な改修・修繕を行う必要があります。給排水施設は、劣化が進行すると、トイレの排水不良や漏水など学校衛生環境を損なうおそれがあります。プールは、ろ過循環装置の点検や更新を計画的に行っていく必要があります。



縦樋の劣化



配管接合部の劣化

[課題2]誰もが使いやすい施設整備

児童生徒や学校関係者だけではなく、地域住民など学校を利用する誰もが使いやすい施設の整備を進める必要があります。

バリアフリー化 乗用エレベーターや多目的トイレの整備、通路の段差解消等、施設全体でのバリアフリー化を図る必要があります。

内部仕上げのリニューアル 床や壁、天井等の内部仕上げは、全体的な改修が行われておらず、汚れが目立ち暗く劣化が進んでいるため、快適な環境の整備を進める必要があります。

[課題3]多様な学習内容・学習形態への対応

ICT 環境の整備充実など情報化への対応、少人数指導やインクルーシブ教育等、多様化する学習形態に対応できる環境を整える必要があります。

[課題4]環境に配慮した施設整備

屋根や外壁の断熱、開口部の日射遮蔽や高断熱建具の設置などで外部からの熱負荷の低減を図るとともに、LED 照明などの高効率な設備機器の導入などにより省エネルギー化を推進する必要があります。

また、太陽光発電システムや学校敷地の緑化などに取り組み、環境に配慮した施設整備が必要です。

[課題5]地域の拠点としての施設整備及び災害対応

地域コミュニティなど様々な活動の場として、また、災害時の避難所として十分な機能を確保するため、関係機関と連携し防災機能を強化していく必要があります。

[課題6]過大規模校の解消

令和7(2025)年5月1日現在における市内小学校の学級数は、学校全体の学級数が25学級以上30学級以下の「大規模校」が7校、そのうち、31学級以上の「過大規模校」が3校となっており、学校規模の適正化を図っていく必要があります。

第4章

学校施設整備の基本的な方針

1. 学校施設整備の方針・整備水準

(1) 改修等の基本方針

総合管理計画では、公共施設の管理に関する基本的な考え方を、次のように示しています。

総合管理計画における公共施設の管理に関する基本的な考え方

ア. 「質」に関する基本的な考え方

安全性の確保、長寿命化の推進、予防保全への転換、時代に合った仕様

イ. 「量」に関する基本的な考え方

施設総量の適正化、更新時にかかる対策の検討

ウ. 「コスト」に関する基本的な考え方

更新費用の縮減と平準化、維持管理費の縮減、民間との連携

総合管理計画及び本計画第3章での課題を踏まえ、学校施設の整備方針と整備水準を次のとおり示します。

ア. 安全性に配慮した施設整備

施設の安全性の確保に努めるとともに、学校施設を長く使用するため、外壁や屋上防水等の施設の劣化改修や、配管・設備機器等の更新を計画的に進めます。また、防犯性を備えた安心感のある環境整備を進めます。

<整備水準の主な内容>

- 外壁・屋上防水の改修 ●設備機器類の改修・更新 ●防犯機器の整備
- ガス・水道・電気の設備配管等の改修・更新 ●天井などの非構造部材の耐震対策
- メンテナンスの容易な施設整備(規格品・汎用品の活用)

イ. 利用環境の質的向上

施設のバリアフリー化や、照明・空調等の設備機器の更新など、児童生徒や教職員にとって良好な環境の整備を図るとともに、学校を利用する誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

<整備水準の主な内容>

- バリアフリー化(EV 設置等) ●トイレ改修 ●空調設備の整備・更新
- 照明設備の更新 ●内装の木質化 ●校務情報化の推進

ウ. 教育環境の充実

多様な学習内容・学習形態や情報化の進展等、時代に即した、機能的な教育環境の整備に取り組みます。

環境教育の観点からエコスクールの施設整備に取り組みます。

<整備水準の主な内容>

- ICT 環境の整備
- インクルーシブ教育推進のための環境整備
- 少人数指導などへの対応
- 省エネルギーへの取り組み(断熱材、日射遮蔽塗材、照明設備 LED 化、緑化等)

エ. 地域連携の推進

朝霞市教育振興基本計画では、学校・家庭・地域が連携した教育の推進を掲げ、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)を推進しています。地域のコミュニティや生涯学習の場として活用されるよう、地域に開かれた施設整備に取り組みます。

将来的に学校施設の一部を地域コミュニティや他の公共施設と複合化できるような施設整備に取り組みます。

<整備水準の主な内容>

- 将来的に機能付加、機能転換ができる構造・形態
- 転用可能なエリア分けや動線を考慮した配置・平面計画

オ. 地域防災の拠点としての施設整備

関係部署と連携して、地域の避難所として必要な施設整備に取り組みます。

<整備水準の主な内容>

- 避難所としての機能確保(多目的トイレ、空調設備、非常用発電設備)

(2) 学校施設の規模・配置計画等の方針

総合管理計画では、施設の大規模改修や更新(建替え)などの際に、複合化を積極的に図っていくことを示しています。

本市の学校は、「第 2 章 学校施設の実態」で把握したとおり、児童生徒数は、令和 7(2025)年 5 月 1 日時点で、小学校は 7,703 人、中学校で 3,453 人となっています。児童生徒数の推計値によると小学校児童数は令和 8(2026)年をピークに緩やかに減少傾向に転じていくことが見込まれますが、中学校生徒数及び児童生徒数の総数は令和 11 年まで増加していくことが見込まれており、子ども達の学習・生活の場としての教室等の需要は、当面、高い状態を維持するものと考えられます。また、学校は、地域コミュニティの拠点として様々な地域活動が行われるなど、地域住民にとって最も身近な公共施設であるとともに、非常災害時の避難所として重要な役割も担っています。

そのため、学校の統合や他の公共施設との複合化・共有化など、学校施設の規模・配置の検討は、周辺の学校も含めた児童生徒数の動向はもとより、過大規模校の解消や教育環境における課題、地域コミュニティの活動拠点としての環境等、学校を取り巻く様々な状況を踏まえ、全庁的に判断していくことが必要です。

2. 学校施設の長寿命化

(1) 学校施設の長寿命化の方針

学校施設の目指すべき姿の実現に向けて、総合管理計画で示された長寿命化の方針に基づき、改修等を計画的に実施(予防保全)して施設を健全な状態に維持し、可能な限り長く使用すること(長寿命化)を目指します。

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

ア. 目標使用年数

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年(※1)ですが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70~80年程度使用できるとされています。

また、総合管理計画における鉄筋コンクリート造の目標年数も80年であることから、鉄筋コンクリート造の学校施設の目標使用年数を80年と設定します。

※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40(1965)年大蔵省第15号)において建物の構造・用途別に定められている。

目標使用年数 80年(鉄筋コンクリート造) * 鉄骨造は70年

図 4-1 学校施設の目標耐用年数

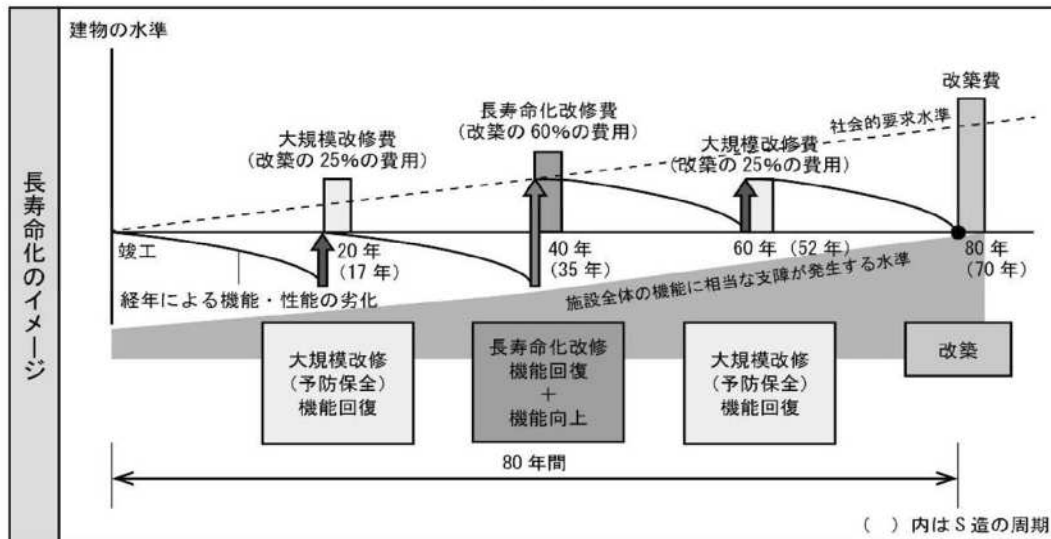
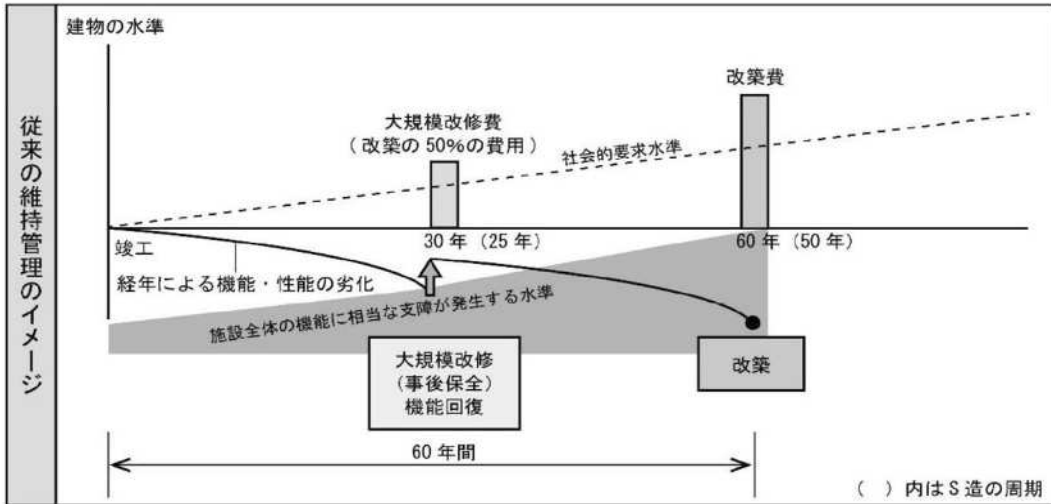
イ. 改修周期の設定

建物の維持管理は、従来、雨漏りや塗膜剥落など深刻な不具合が表面化してから改修を行ってきたため、経年により機能や性能が劣化して建替えを行うというサイクルで行われてきましたが、今後は学校施設の長寿命化の方針を踏まえ、適切な改修等を計画的に実施します。

鉄筋コンクリート造の場合、竣工後20年で機能回復のための大規模改修を行い、目標使用年数の中間期となる40年で機能回復・機能向上のための長寿命化改修を行います。その後、20年で再び機能回復のための大規模改修を行い、目標使用年数の80年で建替えを行います。

また、電気設備・機械設備の改修や更新は、施設の改修等に合わせて行うことを基本としますが、主要な設備機器は部位別に改修周期を設定し、設置や改修からの経過年数や劣化の状況を踏まえて改修等の検討を行います。

(建物)



(築20年目・築60年目) 大規模改修		(築40年目) 長寿命化改修	
機能回復		機能回復 + 機能向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・設備機器改修 (EV、空調、受水槽、キュービクル等) ・劣化の著しい部位の修繕 		<ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化対策 ・ライフラインの更新(水道・ガス等) ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・内部改修(床、壁、天井等) ・設備機器改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・省エネルギー機器への更新 ・耐久性に優れた材料 ・バリアフリー改修 ・多様な学習内容・学習形態への対応 	

(設備)

項 目		標準耐用年数	中間期の改修
電気設備	受変電設備(キュービクル)	30年	15~25年(主要部品等の交換)
	エレベーター設備	30年	10~15年(主要部品等の交換)
機械設備	受水槽設備	30年	10年毎(塗装改修)

資料：建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）を参考に設定

図 4-2 改修・建替え周期の設定
28

1. 長寿命化を見据えた学校施設の改修計画

(1) 長寿命化改修等の設定条件

ア. 長寿命化改修の考え方

(ア) 長寿命化改修は、目標使用年数の中間期(40年目)に実施すると設定します。

(イ) 長寿命化改修は、文部科学省国庫補助事業(学校施設環境改善交付金(長寿命化改良事業))の内容に沿って行います。

(ウ) 長寿命化改修にかかる期間を5年と設定します(躯体の健全性調査及び基本・実施設計:2年、工事:3年)。

イ. 大規模改修の考え方

(ア) 大規模改修は、竣工後20年目及び60年目に実施すると設定します。

(イ) 大規模改修にかかる期間を3年と設定します(基本・実施設計:1年、工事:2年)。

ウ. 部位修繕の考え方

(ア) 構造躯体以外の劣化状況調査により、D評価の部位の修繕は長寿命化計画策定後の早い時期に実施し、その後にC評価の部位の修繕を実施します。

(イ) 部位修繕にかかる期間を1年と設定します。

(2)施設整備の考え方

改修等の実施の検討段階においては、次の考え方を踏まえて施設整備に取り組みます。

- 建物を長寿命化するか改築するかの最終的な判断は、改修等の実施段階で、コンクリート圧縮強度や中性化等、躯体が今後30年以上使用できる状態にあるか詳細な調査(以下「躯体の健全性調査」という。)を行い、長寿命化の可否を検討します。
- 長寿命化改修の実施に当たっては、躯体の耐久性を高める工事のほか、機能や性能を学校が求められている水準まで引き上げる改修の検討を行います。具体的には、施設のバリアフリー化や多様な学習内容等に対応した教育環境の整備、避難所としての役割を踏まえた施設整備などを踏まえた改修の検討を行います。
- プール施設は10年毎に改修を行うことを基本とし、校舎の改築に合わせてプール施設も改築を行います。また、プール施設は使用時期が限られていることや、使用頻度に対する維持管理費用が大きいため、改修等や、プール施設自体が耐用年数を迎える場合には、学校間での共同利用や、学校以外の施設のプールの利用検討など、学校施設におけるプール施設の在り方について検討を行います。
- 受水槽やエレベーター等の設備の改修・更新は、施設の改修等に合わせて行うことを基本としますが、標準耐用年数を超えて使用され、不具合が頻繁な設備は、保守点検業者による点検結果や、施設の改修が行われるまでの期間を踏まえ改修を行います。
- 第2期に改修等の対象施設ではないが、計画期間中に耐用年数を迎える学校施設については、劣化状況調査、構造診断などを行います。
- 緊急を要する修繕等が必要となった場合には、適宜判断して対応を行います。
- 改修等に係る財源確保として、補助金の活用に取り組みます。
- 学校施設の整備に当たっては、設計や工事を競争入札により発注する手法の他に、DB方式やリース方式、PFI方式など、民間のノウハウを活用して実施する「公民連携手法」の視点も考慮し、発注方法の検討を行います。
 - ・DB(デザイン・ビルド)方式
民間が設計・建設を一括して行い、施設の所有、運営、資金調達については公共が行う方式。
 - ・リース方式
民間の資金で施設を整備し、民間から公共へ施設をリースする方式。
 - ・PFI方式
Private(プライベート)Finance(ファイナンス)Initiative(イニシアチブ)の頭文字で、民間の資金・技術・経営ノウハウ等を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行う手法。